

法人納税者の認証手続の簡便化

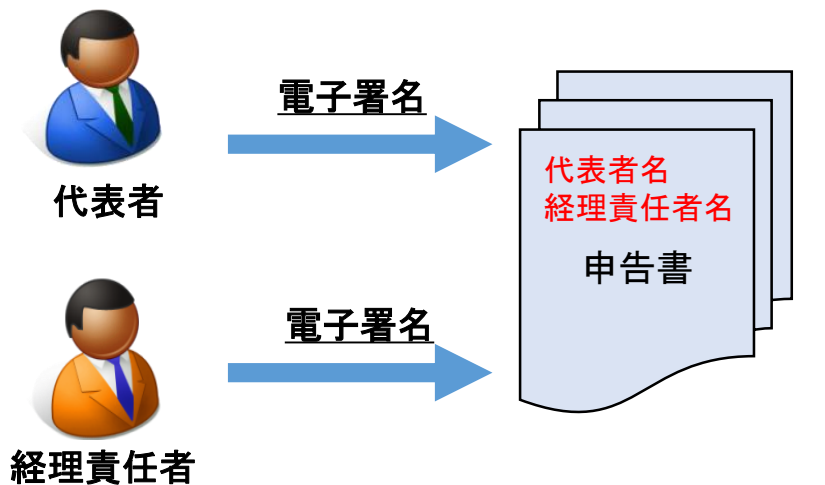
【概要】

平成30年度税制改正前は、法人税等の申告書については、法人税法第151条の規定により、代表者及び経理責任者の自署・押印が必要とされているところ。電子申告にあっては、原則、代表者及び経理責任者の電子署名及び電子証明書を併せて送信することが必要とされていた。

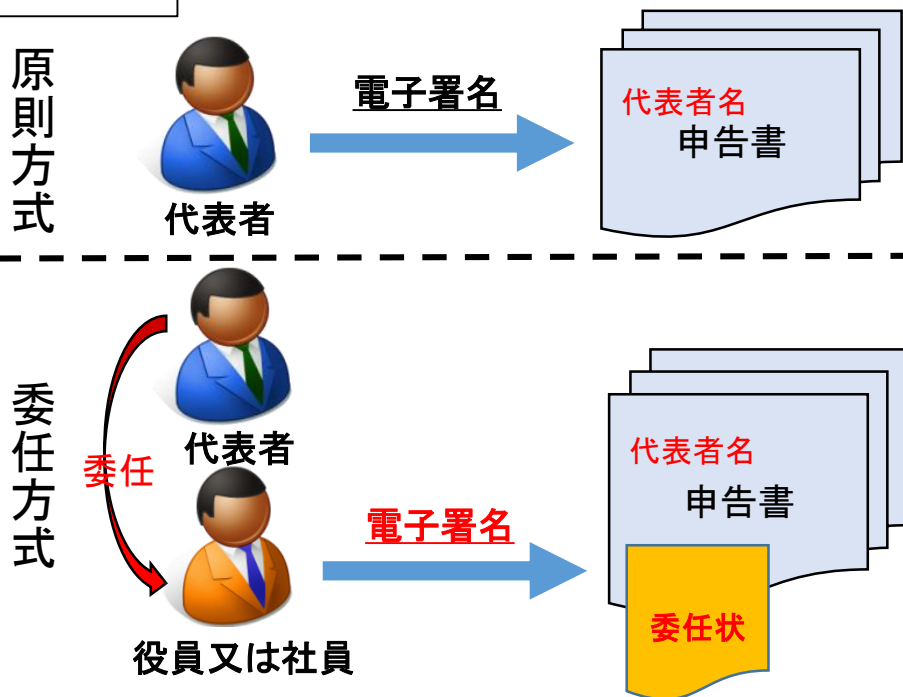
平成30年度税制改正後は、法人税法第151条が改正され、代表者及び経理責任者の自署・押印は不要となり、法人税等申告書を電子申告する場合には、経理責任者の電子署名及び電子証明書が不要となった。

また、法人が行う電子申告については代表者の電子署名に代えて、当該代表者から委任を受けた当該法人の役員又は社員の電子署名によることも可能となる(委任状を添付することが必要。)

改正前



改正後



※ 代表者からの委任があった場合には、役員又は社員の電子署名による提出を認める。